計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域 社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討 を行ったか。

「河内長野市公共交通のあり方」に基づき、持続可能な公共交通を確保するための取り組みとして適切な事業を行うため地域公共交通会議を適時開催したところである。平成21年度は公共交通空白地域において住民が主体的に取り組むモデル事業を実施しているところであり、この試行的な取り組みの中で、地域で公共交通を支える体制づくり、地域の公共交通の課題等の検証などを行う予定である。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が 事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、公共交通空白(不便)地域の解消を図ると位置付けており、計画どおり下里・門前・ 中尾地域において平成22年1月8日より試行運行を開始している。(別添:住民への配布資料参照)

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。 その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

現在、試行運行期間中であり具体的な成果は出ていない状況であるが、当該事業を進めるにあたり、公共交通に関するアンケートを実施するに際し、アンケート内容を地域住民と協議しなが作成した。また、アンケートの配布・回収についても地域が主体となり行なっていることから、評価基準の1つである「協働による取り組み体制の構築」のモデル的な取り組みとなっている。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを 検証したか。

持続可能な公共交通を確保していくために必要な「協働による取り組み体制の構築」について、当該事業は にも述べたとおり、地域の主体的な取り組みが行われていることから、他地域への展開を図る際のモ デル事業として考えている。

^{*}必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性·持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

現在、試行運行期間中であり、平成22年1月8日~3月31日までの試行運行の利用者を便数ごとに把握することとしており、試行運行結果に基づき本格運行に向けた具体的な協議を地域住民・バス事業者・行政などの関係者において行う予定である。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、 翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する 場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

現在、試行運行期間中であり、平成22年1月8日~3月31日までの試行運行の利用者を便数ごとに把握することとしており、試行運行結果に基づき本格運行に向けた具体的な協議を地域住民・バス事業者・行政などの関係者において行う予定である。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

当該事業については平成22年度は試行運行結果に基づき関係者において協議することとしており、事業 費は発生しない予定である。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を 翌年度実施する環境を整備しているか。

総合連携計画においては、「協働による取り組み体制の構築」を目標の1つとしており、例えば、地域住民が主体となった情報交換会の開催など公共交通に関する取り組みを行う予定である。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

現在の本格運行の想定としては、既存バス路線が空白地域内に延長することで公共交通空白地域の解消を図りたいと考えているが、既存バス路線を延長することによる運行経費の増額分が、当該地域の運賃収入でどの程度賄えるかを検証するため現在試行運行を行っている。この結果に基づき、仮に運行経費増額分で足らずの部分が発生する場合の負担方法について、市、地域、事業者がどの程度負担するのかについて協議を行なう予定である。

^{*}必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の規約において、「連携計画の作成及び変更の協議」、「連携計画の実施にかかる連絡調整」、 「連携計画に基づ〈事業の実施」などが規定されている

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか (公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)。

法定協議会の規約の構成組織に「地域住民又は利用者の代表」としており、これに基づき市民代表及び市民団体代表が参加している。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第1回法定協議会においては、法定協議会の各種規程について確認され、第2回、3回については、総合連携計画および事業の進め方等について審議を行なった。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の河内長野市地域公共交通会議会議運営規程において、議事の傍聴は原則可能であること、 議事録は原則公表することとしている。(市ホームページにて掲載)

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて 地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容、スケジュール等について審議されている。

^{*}必要に応じて、参考資料を添付して下さい。